



税理士法人より

所長 前川 研吾 公認会計士・税理士

「フィンテック」という言葉をご存じでしょうか。フィンテックとは、金融 (Finance) と技術 (Technology) を組み合わせたアメリカ発の造語です。世の中に出てきたのはここ5年ほどで、非常に歴史は浅いですが、2008年のリーマンショック以来、世界中で注目され続けている分野です。代表的な事例としては、モバイル決済やクラウド家計簿、仮想通貨などがあげられます。

さて今回は、この仮想通貨の内、最も有名であろう「ビットコイン」についてお話させていただきます。

ビットコインとは

「ビットコイン」は、目に見える通常の紙幣や硬貨とは違い、インターネット上で扱われるお金です。ビットコインには大きく次の3つの特徴があります。

- ①管理者・発行主体が不在
- ②上限がある発行数量
- ③安価かつスピーディーに決済が可能
イギリスのEU離脱など、昨今の不透明な

政界情勢に対する不安と上記のビットコインの特徴やメリットが相まって、価格は急速に高騰し、ついには今年3月上旬、「ビットコイン、金の価格を超える」という見出しさえもが世の中を賑わせました。このように、ビットコインの認知度と需要は飛躍的に高まってきており、今後は金に代わる代替資産となるのではないかとまで言われています。

税法改正による消費税非課税

今回、日本国内においてビットコインが目された理由として、日本経済新聞の朝刊1面トップに掲載された「ビットコイン 通貨と同じ位置づけに：取得時、消費税課さず」という記事の影響は非常に大きかったと思われます。現在、主要7ヶ国の内、消費税が課税されるのは日本のみで、ビットコインは「価値記録」という新たなものという認識で、「役務」に近い存在であり、定められている非課税対象に該当しないとされていました。しかし、正式に2016年12月22日、平成29年度税制改正が閣議決定され、「資金決済法上の仮想通貨

貨について消費税を非課税とする」という改正が盛り込まれました。

これによって、ビットコインは「支払手段の譲渡」と明確に位置づけられることになり、suicaなどの電子マネーなどと同様の立ち位置となりました。

因みに、上記はビットコインを売買した時の消費税の取扱いであり、売買時に生じた売却益については、「譲渡所得」として、所得税が課せられます。こちらの取扱いについても今後改正が入る可能性がありますので、注意が必要です。

おわりに

財務省と金融庁は、今年、7月1日以降にビットコインに係る消費税を非課税とする適用を開始する予定としている他、4月からは仮想通貨取引所の登録制が本格的にスタートします。ビットコインの法的な扱いが明確化されることでさらに需要が伸びるのか、今後も注目度が非常に高い分野と言えるでしょう。

社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 社会保険労務士・キャリアコンサルタント

増加する外国人雇用

「外国人雇用状況の届出状況まとめ」より

外国人雇用が増加している

「インバウンド」という言葉も頻繁に使われるようになり、訪日外国人の増加が取り沙汰されているところですが、雇用の面でも外国人労働者の存在は無視できないものとなってきているようです。

厚生労働省が公表した平成28年10月末現在の外国人雇用についての届出状況によると、外国人労働者数は108万人を超え、前年同期比19.4%の増加となり、平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新したそうです。

また、外国人労働者を雇用する事業所は17万2,798カ所、前年同期比13.5%の増加と、同じく過去最高を更新しています。

国籍別では中国が最多、ベトナムも急増

国籍別の状況を見ると、中国が34万4,658人と全体の3割を占め、最多となっています。

次いでベトナム(17万2,018人)、フィリピン(12万7,518人)、ブラジル(10万6,597人)と続いています。特にベトナムは前年同期比56.4%の増加となっており、他と比べても対前年の伸び率が高くなっています。

産業別では製造業、事業所規模別では30人未満が最多

産業別にみると、「製造業」が23.5%を占め、次いで「卸売業、小売業」(16.9%)、「宿泊業、飲食サービス業」(14.3%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる)(7.9%)となっています。

また、事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の56.7%を占めています。

今後も増加が予想される外国人労働者

グローバル化の流れから、就労目的の外国人の流入は今後ますます増えることが予想されます。

また、政府も高度外国人材のさらなる就業促進に向けての取組みや外国人労働者の受入れ拡大を進めており、国内の労働者数の減少も相まって、外国人雇用が加速度的に進んでいくことも予想されます。

これまであまり関係がないと思われていた企業にとっても、「外国人の雇用」が身近な問題になることも、そう先のことではないかもしれません。





Q 従業員が退職金放棄を申し出たら。

当社従業員Aは、営業部門を統括する職に従事していましたが、Aやその部下による会社経費の使用につき、つじつまの合わない疑惑が多数発覚しました。当社はAから納得のいく説明を受けることができず、結局、Aは、会社との雇用契約を合意解約して退社し、同業他社に転職することになりました。

当社の就業規則によれば、Aには退職金が300万円が支給されるはずでしたが、退職の際、疑惑に関する損害填補の趣旨で「Aは当社に対し、退職金その他に関し何ら権利を有していないことを確認する」旨の書面が作成され、Aも署名押印しました。

ところが、Aは退職後、態度を一変させ、当社に対し、退職金300万円の支払を請求

してきております。

当社は、Aの請求に応じる必要があるのでしょうか。

A Aの請求は通らない可能性が高いと考えられます。

賃金全額払いの原則

労基法24条1項は、賃金は全額支払わなければならないと定めています。この条項は、退職金にも適用されます。

この規定の趣旨は、労働者に生活原資を現実に確保させることにあります。そこで、従業員が退職金を一方的に放棄する扱いは、会社と従業員の立場の強弱を考えると、無効ではないかとの疑問が生じるところです。

この問題に関し、判例は、自由意思に基づく退職金放棄と明確に認められる限り、その放棄は有効と判断しております。

Aの請求について

では、Aの退職金放棄は、自由意思に基づ

く放棄といえるでしょうか。疑惑の存否と程度、疑惑に相当する損害額と退職金額の比較、

さらにはAと会社との書面作成までのやりとりなどから疑惑に関する損害填補の趣旨と認定できるときは、自由意思を肯定する有力根拠となります。また、Aが疑惑対象である営業部門を統括する重い職責を担っていたことやAが退社後に同業他社へと転職する予定であることも自由意思を肯定する一要素となります。

賃金や退職金は従業員の最も基本的な権利ですので、会社が本件のような対応をとる際は、このような諸要素を十分に踏まえ慎重を期す必要がありますが、Aの場合には、自由意思が肯定され、退職金放棄が有効とされる可能性が高いと考えられます。

お知らせ

2月号でご紹介させていただきました、弊社グループが経営参画をしました汐留カフェ&ダイナー “em(エム)”にて、この度パーティープランが誕生しました。

Loco・Mahalo・emの食事プランと3つの飲み放題プランから1つずつお選びいただく形となっております。

社内懇親会・歓送迎会等の様々なシチュエーションに、経験豊かなシェフとサービススタッフが心に残るパーティーづくりのお手伝いをさせていただきます。会社の同僚・ご友人・ご家族をお誘いあわせのうえ、ぜひご利用ください。

パーティープランの詳細はこちらから⇒[em's Party Plan](#)

4月10日(月)にイベント『お仕事帰りにハワイ会』を行います。詳しくはホームページをご覧ください。

店舗情報

汐留カフェ&ダイナー “em(エム)”

住所:東京都港区東新橋1丁目1番2号 アソルティエ東新橋B1

TEL: 03-3569-3570

<http://shiodome-em.com/>

営業時間

ランチ 11:30 ~ 15:00 (L.O.14:30)

カフェ 15:00 ~ 18:00

ディナー 19:00 ~ 23:00 (L.O.22:30)

定休日: 土日祝日(貸切ご相談)

4月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (前月以降に採用した労働者がいる場合) [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 (前月以降に一括有期事業を開始している場合) [労働基準監督署]

17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

5月1日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、1月~3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>